

## 総務政策委員協議会記録

開会年月日	令和6年6月5日
開会時刻	午前10時38分
閉会時刻	午前11時25分
出席委員名	○川口 浩 久保 真 鈴木豊司 岡田善行
	西山則夫 浜口和久
	藤原清史 議長
欠席委員名	辻 孝記
署名者	—
担当書記	中谷圭佑
協議案件	1 行財政改革指針に基づく取組について
	2 消防指令業務の共同運用について
	3 宿泊税について《報告案件》
	4 令和6年能登半島地震被災地への職員派遣について《報告案件》
説明員	危機管理部長、危機管理課長、危機管理課副参事
	情報戦略局長、情報戦略局次長、デジタル政策課長
	デジタル政策課副参事、企画調整課長
	環境生活部長、環境生活部参事、市民交流課長
	産業観光部長、産業観光部参事、観光振興課長
	消防長、消防本部次長、消防本部参事、消防総務課長
	その他関係参与

## **協議経過**

川口副委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、直ちに議事に入り、協議案件として「行財政改革指針に基づく取組について」外3件を協議し、協議会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前10時38分

### ◎川口浩副委員長

ただいまから総務政策委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は6名でありますので、会議は成立しております。

本日御協議願います案件は、案件一覧のとおりであります。

議事の進め方につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ◎川口浩副委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

## **【行財政改革指針に基づく取組について】**

### ◎川口浩副委員長

始めに、「行財政改革指針に基づく取組について」を御協議願います。

当局から説明をお願いします。

情報戦略局長。

### ●鳥堂情報戦略局長

本日は御多用の中、総務政策委員会に引き続きまして協議会のほう開催いただきまして、誠にありがとうございます。ただいま委員長のほうから御案内いただきましたように、行財政改革指針に基づく取組についてをはじめとする2件の協議案件と報告案件2件の計4件を、これから各担当から御説明させていただきますので、よろしく願いをいたします。

### ◎川口浩副委員長

企画調整課長。

### ●中内企画調整課長

御説明に入らせていただく前に、大変申し訳ございませんが資料の訂正を2点お願いいたします。資料1—2を御覧ください。まず1点目です。ページ番号26ページ、データですと28枚目を御覧ください。一番下の表、指標、消防団員でございますが、令和5年度の数値、ただいま518人、充足率92.7%と記載しておりますが、正しくは504人、充足率90.2%となっておりますので、訂正をお願いいたします。もう一点につきましては、同じ資料の48ページ、データですと50枚目を御覧ください。上の表にございます取組項目1、

採用試験の実施方法等の検討の中段でございますR5実績の説明文でございます。こちらの最終行に事務職受験申込者数の記載がございますが、前年度比80名増と記載しておりますが、正しくは50名増となっておりますので、それぞれ訂正のほどよろしく願いいたします。大変失礼いたしました。

それでは、改めまして「行財政改革指針に基づく取組について」御説明を申し上げます。資料は1-1と1-2となりますが、資料1-2の概要を資料1-1に整理してございますので、資料1-1に基づき御説明申し上げます。

資料1-1(1)行財政改革指針を御覧ください。行財政改革指針につきましては、令和4年3月に行財政改革を進める上での指針として策定したものでございます。本指針におきましては、行財政改革の目的を財政規律の保持と手法・体制の最適化としております。実施方針につきましては、①事業実施手法の最適化、②人材の育成・組織体制の強化及び③健全な財政運営の3つを定め、その中でデジタル技術の活用など、柱となるテーマを取組テーマとして定めるとともに、財政規律目標として、財政調整基金残高、将来負担比率の目標を設定しているところでございます。

(2)取組テーマレポートの概要でございます。取組テーマレポートにつきましては、行財政改革指針に基づく取組を進行管理するための資料として整理しておるものでございます。作成のポイント、構成、また、健全な財政運営の取扱いにつきましては、昨年度と同様であり、記載のとおりとなっております。

続きまして、2ページ目、(3)各取組テーマの令和5年度の実績、令和6年度以降の取組計画概要を御覧ください。各取組テーマの概要について御説明を申し上げます。方針1、事業実施手法の最適化の1、デジタル技術の活用でございます。令和5年度におきましては、伊勢市デジタル行政推進ビジョンに基づく取組を推進し、多くの項目において目標達成、または目標を上回る実績となった一方、電子決裁の推進については目標未達となっております。令和6年度におきましては、一部項目における目標を上方修正し、さらなる推進を図るとともに、電子決裁の意識啓発、運用改善に取り組むこととしております。次に、2、協働の推進でございます。令和5年度は、地域を支える人材確保の基本方針に基づき、20年後の地域活動を担う若者の育成に努めたほか、官民協働・民民の協働の体制強化と機運醸成を図りました。令和6年度におきましては、大学生の地域活動体験や地域活動のデジタル化、集落支援員の配置などに取り組み、地域活動の活性化につなげてまいります。次に、3の公共施設マネジメントの推進でございます。令和5年度は、二見地区の小中学校及び保育所の統合や福祉健康センターの譲渡などを行い、約15億円の更新等費用を抑制することができました。令和6年度も、年度末までとなります施設類型別計画の第I期の取組を推進するとともに、令和7年度から始まります第II期の取組についての進め方を検討することとしてまいります。次に、4のその他取組の推進でございます。令和5年度は、企業等の包括連携協定の締結や消防指令業務の共同運用に向けた取組、各種証明書のコンビニ交付の利用促進などにより、市民サービスの向上・業務の効率化を図りました。令和6年度以降も、財源確保や企業・大学等との連携、窓口機能の在り方検討等を進め、利用者の利便性向上や事務の効率化等に取り組むこととしております。

続いて、方針2、人材の育成・組織体制の強化についてでございます。まず、1の改革風土づくりでございます。令和5年度は、引き続き採用試験の早期実施を行い、事務職の

受験申込者数の増加につなげました。また、外部人材を受け入れ、民間企業等のノウハウや知見を生かした効果的な事業実施や、幅広い視野を持った人材の育成を図りました。

令和6年度以降も、民間や他自治体の状況を踏まえた人材確保の取組、また、人材育成基本方針の改定及び外部人材の活用等を行いながら人材育成の取組を進めることとしております。最後に、2の働き方改革でございます。令和5年度は、引き続き超過勤務縮減や年休取得の推進の取組を進めました。また、仕事と家庭の両立を支援するため、男性の育児休業取得促進や早出・遅出の勤務制度の構築を行いました。令和6年度以降もこれまでの取組を進めるとともに、職員の多様な働き方について検討を進めることとしております。

以上、行財政改革指針に基づく取組について御説明申し上げます。よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎川口浩副委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

西山委員。

○西山則夫委員

2点ほどちょっとお聞きをさせていただきたいと思うんですが、6ページの取組項目2の情報システムの標準化・共通化ということで記載がされております。これは、基本的には令和7年までに完結をするということで、それぞれ国から自治体へ要請がされているんです。これまでも少しこのような協議会、委員会で質問をさせていただいてはいますが、標準化・共通化の関係について、その進捗状況について少し御披露いただきたいと思うんですが。

◎川口浩副委員長

デジタル政策課副参事。

●今井デジタル政策課副参事

情報システムの標準化・共通化です。こちらにつきましては、委員仰せのとおり、国が進めておりますシステムは、住民記録、税、福祉等の20業務になるわけなんですけれども、こちらのシステムは令和7年度までに移行しないといけないということになっております。その中で本市といたしましては、現在、推進本部を設置しまして計画的に標準化の対応を進めているところです。問題ないように令和7年度の完了に向けて協議等も進めているところですので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

◎川口浩副委員長

西山委員。

○西山則夫委員

実は、今日の朝日新聞の1面で、全国的に遅れている自治体もあるということの報道がされておまして、ちょっと心配をしたものですからお聞きをさせていただきました。評

価も順調に進行しているということでございますので、引き続き、手抜かず令和7年度に向けて努力をしていただくようお願いをしたいと思います。

それと、次に全然分野が変わります。資料22ページで、地域活動に関わる市職員の育成ということで取組項目が出されておりますけれども、それと併せて、これまで私も何回となく申し上げてきましたように、地域活動、自治会活動、それから協議会活動、そういったところへの20代、30代、40代の人たちの参画が、本当にパーセンテージでいくと低い数字が出ておまして、将来を少し心配をします。確かにそういった年代の方は、働き盛りで仕事が忙しくてなかなかできないんだよということも分かるんですけども、やはり少しずつでもそういった自治会等に関わっていく風潮をつくっていかないと、いつまでたってもできないというふうに思いますので、ぜひ市の職員も、これはちょっと切り分けて言いますと、市の職員は、課長級は地区担当というのをつくってやっていただいておりますというふうに聞いておるんですけども、そういった形の姿形が本当に見えてきているのかどうか。何かあったらそこへ、問題があったら行って出かけて話を聞いてくる。日常的にそういった方々の、自治会の役員さんら、あるいは協議会の方たちと話をして問題解決に当たっているのかというところの2つのところですが、少し切り分けてお答えをいただきたいと思います。

◎川口浩副委員長  
市民交流課長。

●山下市民交流課長

委員仰せのとおり、各地域活動に関しまして本当に高齢化、または活動者の固定化などが進んでいるところの中で、この取組方針も示し、その取組の1つとして市職員の育成というところ挙げさせていただいております。先ほどまちづくり協議会の地区担当職員の話が出ましたが、この課長級職員を、地区担当職員として各まちづくり協議会の規模に応じ配置しておりますのでございます。地区担当職員の役割といたしましては、まちづくり協議会のニーズに応じて各委員会の会議や事業に参加し、活動に対して行政の立場から必要なアドバイスや支援を行いながら、この地域と市のつながり役としての役割を担い、地域の課題に、把握にもつなげておるところでございます。また、あと、今、課長級職員の話が出ましたが、それ以外にもこの研修等させていただく中で、地域活動者との協議や調整を通じて合意形成を図ることが行われるための研修とかも図りながら、この地域活動の大切さという部分を意識啓発に取り組んでおるところでございます。以上です。

◎川口浩副委員長  
西山委員。

○西山則夫委員

答えがなかなか見つからないんですね、この問題については。強制的に誰かにやってもらおうとかなかなか難しい話であって、やっぱり自治活動に対しての理解が深まらないとかなかなか手が出しにくいという気がするんです。ですから、そういう意味では、いつも質

問して意見を申し述べても、答えを聞いて、納得しましたということになかなかならんのが私の気持ちでありまして、しかしながら、そうは言いつつも、きちっとそういった人材育成をしていかなければならんという、もう本当に切羽詰まっているんじゃないかという気がします。自分のところの自治会見ておってそう思うんです。ですから、そういったことを、本当に特効薬はないんですけれども、きちっと行政としてそういった自治会、まちづくり協議会の中で指導をしていただく人材を本当に育成していくというような気持でぜひやっていただくことを期待したいと思います。毎度ここまで言って終わりですのもうやめますけれども、ぜひ手を抜かずに育成をしてください。お願いします。

◎川口浩副委員長

市民交流課長。

●山下市民交流課長

市の職員の中には、既に子供会や地域のクラブ、あと自治会や消防団など地域活動を行って参加している人もございます。ちょっと職員一人一人の状況も異なりますが、できるだけ地域活動への参加、地域とのつながりを持つことの大切さ、この辺を周知することを引き続き促進したいと思います。また、先ほど特効薬はないというふうな話でしたが、長期的な視点で、市職員だけでなく、地域人材の確保に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎川口浩副委員長

よろしいですか。

ほかに御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎川口浩副委員長

ほかに発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

当局説明員入替えのため、暫時休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時04分

◎川口浩副委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

### 【消防指令業務の共同運用について】

◎川口浩副委員長

それでは、「消防指令業務の共同運用について」を御協議願います。

当局から説明をお願いします。

消防本部総務課長。

●泉消防本部総務課長

それでは、「消防指令業務の共同運用について」御説明申し上げます。お手元の資料2をお願い申し上げます。

最初に、1の協議会の設置についてでございます。令和10年4月からの松阪市以南7消防本部による消防指令業務の共同運用につきましては、本年2月7日に開催されました総務政策委員協議会にて御協議をいただきました。その後、共同運用開始に向けて、3月22日に三重南消防連携・協力実施計画を三重県に提出し、今後は、地方自治法第252条の2の2に基づく協議会の設置の手続を行います。協議会の設置に当たりましては、関係団体が議会の議決を経て、協議により規約を定め、その旨及び規約を告示し、三重県へ届け出る事となっております。

次に、2の協議会規約についてでございます。協議会設置に当たり必要となります規約内容について御説明させていただきます。(1)でございますが、協議会の目的は、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防サービスの高度化及び消防力の強化を図るため、消防通信指令に関する事務を共同して管理、執行することとしております。(2)でございますが、協議会の名称は、三重南消防通信指令事務協議会としております。(3)でございますが、協議会は、伊勢市、鳥羽市、熊野市、志摩市、三重紀北消防組合、松阪地区広域消防組合及び紀勢地区広域消防組合が設けることとしております。(4)でございますが、協議会の担当事務として、災害通報の受信、出動指令、通信統制、情報の収集伝達、そのほかの消防通信指令に関する事務を管理、執行することとしております。(5)でございますが、協議会の事務所は、伊勢市消防本部内に置くこととしております。(6)でございますが、協議会は、会長及び委員をもって組織し、会長は伊勢市消防長を充て、委員はその他の消防長を充てることとしております。次に、(7)から(9)につきましては、協議会の職員の定数や身分、事務処理を行うための組織、協議会の会議の運営方法等について定めることとしております。(10)でございますが、協議会の担当事務は、伊勢市の条例等により管理及び執行することとしております。(11)でございますが、協議会に要する経費は伊勢市が出納を行い、関係団体は負担金として伊勢市に納付することとしております。最後に、(12)(13)でございますが、財産の取得、管理及び処分に関することを定めるとともに、規約のほかに必要な規程等を設けることができることとしております。規約の主な内容につきましては、以上でございます。

次に、3の今後のスケジュールでございます。関係団体の全ての議会におきまして6月議会で議決をいただきましたならば、8月8日に協議書の締結を行い、設置を県へ届け出る予定でございます。

以上、「消防指令業務の共同運用について」御説明申し上げます。よろしく御願申し上げます。

◎川口浩副委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎川口浩副委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

## 【宿泊税について】

◎川口浩副委員長

続いて、報告案件に入ります。

「宿泊税について」当局から報告をお願いします。

観光振興課長。

●吉居観光振興課長

それでは、「宿泊税について」御説明申し上げます。総務政策委員協議会資料3を御覧ください。

1、背景についてですが、近年、全国の宿泊施設のある自治体で、観光振興や地域の魅力向上、観光地における環境整備やその他の観光振興を図る施策に要する費用に充てることを目的とした法定外目的税である宿泊税を導入する自治体が増加しています。伊勢市におきましても、令和15年に予定されております第63回神宮式年遷宮に向け、多くの観光客などの交流人口の増加が想定され、受入れ体制の充実など、観光客だけでなく、地域住民の満足度向上に取り組むことも重要となってきます。また、広島県廿日市市の宮島訪問税でありましたり、山梨県富士河口湖町の遊魚税など、宿泊税をはじめとする新たな法定外目的税を導入・検討する自治体も増えてきました。

次に、2、概要ですが、宿泊税は、ホテルや旅館などの宿泊施設へ宿泊された方が負担いただく税金です。宿泊者がお支払いいただいた宿泊税は、宿泊事業者からその自治体に納められ、観光振興などに活用されます。自治体により異なりますが、一定の額を負担いただく場合や宿泊料金に定率を乗じた額を負担いただく場合があります。また、宿泊料金が一定額を下回る場合などは、非課税とする制度を設けている場合もございます。

次に、3、目的及び用途ですが、全国的な人口減少や、高齢化の影響による生産年齢人口や就業人口の減少に伴う税収が減少している中で、先に宿泊税を導入している自治体では、地域の観光振興や市民生活と観光との調和を図ることを目的として、観光振興のための財源として、地域の魅力を向上させることを税収用途として宿泊税を導入しております。

次に、4、検討方法ですが、伊勢市においての検討に当たっては、有識者や宿泊事業者の皆さんなどに御参加いただき、仮称ではございますが、伊勢市宿泊税検討委員会を設置し、令和6年7月から4回程度この検討委員会を開催するとともに、宿泊事業者などへアンケート調査や説明会を実施し、関係事業者の皆様に丁寧な説明を行い、御意見を頂戴し、検討していきたいと考えております。

最後に、5、その他としまして、令和6年6月市議会の一般会計補正予算案として、伊勢市宿泊税検討委員会の設置及び運営のために必要な予算を計上させていただく予定です。

以上、宿泊税についての説明となります。何とぞ御理解賜りますようお願いいたします。

◎川口浩副委員長

本件は報告案件でございますが、特に御発言がありましたらお願いします。

西山委員。

○西山則夫委員

すみません。すごく質問がしにくいんですよ。報告事項でこれから検討していくということを、委員会をつくってやっていただくということになっていきますので、そこへ踏み込むことはできませんし、なかなかどうしていくべきかというのが出ない。聞くところによると、一般質問でこういう宿泊税の関係で、どうですかという問いがなされて、市長が研究しますということをお聞きをさせていただきました。それはそれで受け止めていただいた市長に敬意を、ある意味では表さざるを得ないと思うんです。議員からの指摘に対して。例えば私たちが、一般的に、一般論で、他の市町へ旅行に行ったときに、そこにホテルの宿泊税がかかっていたときにどういう感情を持つかというようなことがあるんです。そうすると、当たり前のような税金じゃなしに、目的でつくった税金ですから、全国一律にこういうものがつくっていないわけで、特に観光地のところが多いんじゃないんですか、多分。こういう宿泊税、京都なんかもそうだと思うんですけれども。そこら辺のところ、これがいいかどうかという判断をするのは非常に難しいというふうに思っています。産業建設委員会のおもてなしの心で来ていただいて、その方たちからお金を取っちゃうということに対しての是非論というのが、必ず出てくると思う。検討委員会のメンバーは、この前も産建の協議会で団体名もありましたけれども、旅行業者は、旅行する人の代弁をするかというたら、これは代弁するかどうか分かんないですね。そういった、私たちはこの伊勢市の宿泊税を議会で報告を受けて、やるということについての検討は、他の市町の方々の意見なんて分かんないわけですよ、実際。だから、そこら辺のところをどう整理、これからしていくのかということをおっしゃって決めてほしいんですよ。どんなスケジュールでどうやってこの導入にしていくのか、いやいややめておくのかという、まだ結論出ていませんので。そういったところをやらしてもらわんと、私自身も、いやいや、市税になるんやからありがたい話、それを観光客の利便性や市民の利便性に使いたいということをおっしゃるわけですよ。だから、それがどんなものなのかというのが分かんないんです、まだ。どういった施策が打っていただけるのか。それが出ないと、いいか悪いかという判断はしにくいですよ。だからそこら辺、少し大枠的なところで申し訳ないんですけれども、ちょっと考え方を聞かせてください。

◎川口浩副委員長

観光振興課長。

●吉居観光振興課長

今後のスケジュールも含めた考え方ということになろうかと思えます。まず、検討会につきましては、この6月議会で補正予算のほうお認めいただきましたら、7月、もしくは8月に1回目の検討会を開催しまして、2月末までに4回ほどの検討会を予定しております。その中で導入の可否でございましたり、導入する場合の課税の範囲、税額、用途などを検討していきたいと考えております。

また、市外の実際旅行に来ていただく方、宿泊されている方の声というところにつきましては、例えばその検討会を開いていく期間中に、例えば伊勢市駅前アンケート調査を行ったり、宿泊事業者に御協力いただきながら声を拾わさせていただいて、そのあたりも含

めて検討会として意見を取りまとめていただいて、また、この委員会なり議会のほうへその結果を御報告させていただきたいというふうに考えております。

◎川口浩副委員長  
西山委員。

○西山則夫委員

ちょっとやっぱりイメージが湧かないものですから、今日あまり質問できんかなと思ったんですけども、やっぱりどういうことの策というのか、そういったものがなかなか出ないと議論がしにくいな。おっしゃったようにいろんなアンケートとか、宿泊者に対するヒアリングとかやってもらって、そういう意見を集めていただくのは大いに結構だというふうに思うんですけども、ぜひ、審査するまでにきちっと、こういうことでこの宿泊税を導入していくというようにすることにするのか、いやいやちょっとまだ反応が悪いのでやめておきますと言うか、それは分かりませんが、ぜひ、ありきでなしにきちっと、伊勢市が宿泊税を導入したら、そのネームバリューといえはすごいことにならへんかな。ほかの観光地でも、伊勢市がやったならうちもやろうじゃないかというようなことになっていかへんかなという心配もちょっとはするんです。だから、それを呼び水になったりしたら、他の観光地がどう思うとるかというのはやっぱりあるんで、そこら辺は、僕もものすごく言いにくいことを、今、言うつもりでおるんですけども、いいか悪いかという判断は少し今日のところではできませんので、報告事項ですから。そういったことを理解ができる取組を、これからちょっと検討会の中でもしていただいて、議会に報告をいただければというふうに思います。どうでしょうか。それでよろしいかな。

◎川口浩副委員長  
産業観光部参事。

●小林産業観光部参事

今おっしゃっていただいた御意見も含めて慎重に考えてまいりたいと思います。現在、他市町でも検討に入っている、県外、当然なんですけれども、複数ございます。影響という部分もおっしゃられましたけれども、全体として、今、動き始めているような状態かなというふうにも思いますので、他市の状況なんかも情報収集しながら検討深めたいと思いますので、御理解いただきますようによろしくお願いいたします。

◎川口浩副委員長  
ほかに御発言ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎川口浩副委員長

ほかに発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

## 【令和6年能登半島地震被災地への職員派遣について】

◎川口浩副委員長

次に、「令和6年能登半島地震被災地への職員派遣について」当局から報告をお願いします。

危機管理課副参事。

●前村危機管理課副参事

それでは、「令和6年能登半島地震被災地への職員派遣について」を御説明させていただきます。資料4-1を御覧ください。令和6年1月1日に発生した能登半島地震については、志賀町や輪島市において震度7を観測するなど大きな揺れに見舞われ、甚大な被害が発生しました。このことから伊勢市では、発災の翌日から延べ110人の職員を派遣し、支援を行いました。今回、総務省の応急対策職員派遣制度による輪島市への三重県隊の支援が5月31日をもって終了したことから、これまでの取組について御報告いたします。1、派遣の状況でございますが、短期派遣職員が延べ108人、中長期派遣職員が2人となっております。2、被災地支援の枠組みにつきましては、令和6年2月の全員協議会で報告いたしました枠組みから変更はございませんが、新たに（9）大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会からの派遣要請が追加されていますので、御確認ください。

資料4-2を御覧ください。こちらは、令和6年能登半島地震被災地への職員派遣一覧表でございます。一覧表には、活動内容、派遣先、派遣期間、派遣職員の職種を記載しておりますので、後ほど御高覧ください。記載のとおり様々な支援活動を行ってまいりましたので、派遣した職員の意見を聴取し、今後の防災・減災対策を実施してまいります。また、輪島市の災害対策本部には、発災当初から継続して職員を派遣しており、随時課題などの報告を受けてきたところです。今回で支援が終了することから、派遣により得た課題などを検証し、南海トラフ地震の対策として、今後、必要な取組を取りまとめ、御報告させていただきたいと考えています。御報告の時期や方法については、今後、御相談させていただきたいと考えています。

以上、令和6年能登半島地震被災地への職員派遣について御報告いたしました。よろしく御報告いたします。

◎川口浩副委員長

本件も報告案件であります。特に御発言がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎川口浩副委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

以上で本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして総務政策委員協議会を閉会します。

閉会 午前11時25分